

# 第3次根室市

## 男女共同参画基本計画

(令和7年度～16年度)

【概要版】

～「思い込みを無くし個性を守るまち」を目指して～

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



北海道根室市



## 男女共同参画社会とは？

「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

一人ひとりが性別に縛られることなく、持っている個性や能力を十分に発揮し、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現できるようになります。

## 「ジェンダー平等」とは？



ジェンダー平等とは、ひとりひとりの人権を尊重し、性別にかかわらず平等に責任や権利を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることを意味しています。

社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー※）を問い直し、すべての人の人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会が作られます。

※ジェンダー：生物学的性別とは異なり、社会や文化が作り上げた「男性像（男らしさ）」、「女性像（女らしさ）」という概念を指します。

## 【男女共同参画社会が進むとどうなるのか？】

※以下のメリットは、「男性は仕事」「女性は家庭」という考えを前提に示しています。

### 共通の主なメリット



- ・ 職業選択の自由度が高まり、男性も女性も希望する働き方ができて、幸せを感じられ、社会全体が活性化されます。
- ・ 家庭内の役割が分担されることで、ストレスや不満が減少し、より健全な家庭生活を送ることができます。
- ・ 女性リーダーが増えることで新たな発想が生まれ、商品やサービスの向上が期待されます。
- ・ 共働きや女性の労働時間の増加を選択した家庭は、世帯所得の向上が期待できます。また、世帯所得の向上により、男性の働き方に選択の余地が生まれ、労働時間の減少が期待できます。

### 男性の主なメリット



- ・ 「男性だから自分一人で家計を支えなければいけない」というプレッシャーから解放されます。
- ・ 育児に参加する時間が増えることで、こどもの成長をより感じやすくなります。
- ・ 過重労働やストレスの軽減が期待できます。

### 女性の主なメリット



- ・ 「女性だから、家事、育児、介護をしなければならない」というプレッシャーから解放されます。
- ・ 同じ仕事に対して同じ賃金が支払われるようになり、働き甲斐を感じやすくなります。
- ・ 出産後に職場に復帰しやすくなります。

### 【行政の取組】

- ・ 市民への意識啓発
- ・ 教育の実践
- ・ 相談体制の整備
- ・ 健康支援
- ・ 企業への指導
- ・ 起業、就労支援

### 【企業の取組】

- ・ 母性保護※への理解による従業員への配慮
- ・ 育児、介護への配慮
- ・ 男女の賃金格差解消
- ・ 性別に捉われない職場環境の整備
- ・ ハラスメントの防止

### 【市民の取組】

- ・ 母性保護への理解を深める
- ・ 男女共同参画への理解を深める
- ・ 男女共同参画の実践

※母性保護：1979年に国連で採択された女子差別撤廃条約では、「母性保護を目的とする特別措置を締約国がとることは、差別とみなしてはならない。」とされ、身体構造上、妊娠、出産、授乳に関することは差別ではないと国際的に認められています。

# I 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化、新型コロナを契機とした働き方の見直しにより、家族形態やライフスタイルは多様化し、社会情勢は大きく変化しています。これに対応し、誰もが年齢、容姿、国籍、人種、血液型、文化、学歴、職業、財産、病気、障がいの有無、犯罪被害者、性的指向、性自認など多様性を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができ自分らしく暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

根室市では、平成16年に「男女共同参画基本計画」を策定し、平成28年には第2次計画として見直しを行い、「男女が互いに人権を尊重し支え合うまち」を目指し、施策を進めてきましたが、性別による固定的な役割意識や不平等感、DVやストーカーなどの問題、困難を抱える女性も潜在化していると考えられ、多くの課題が残されています。

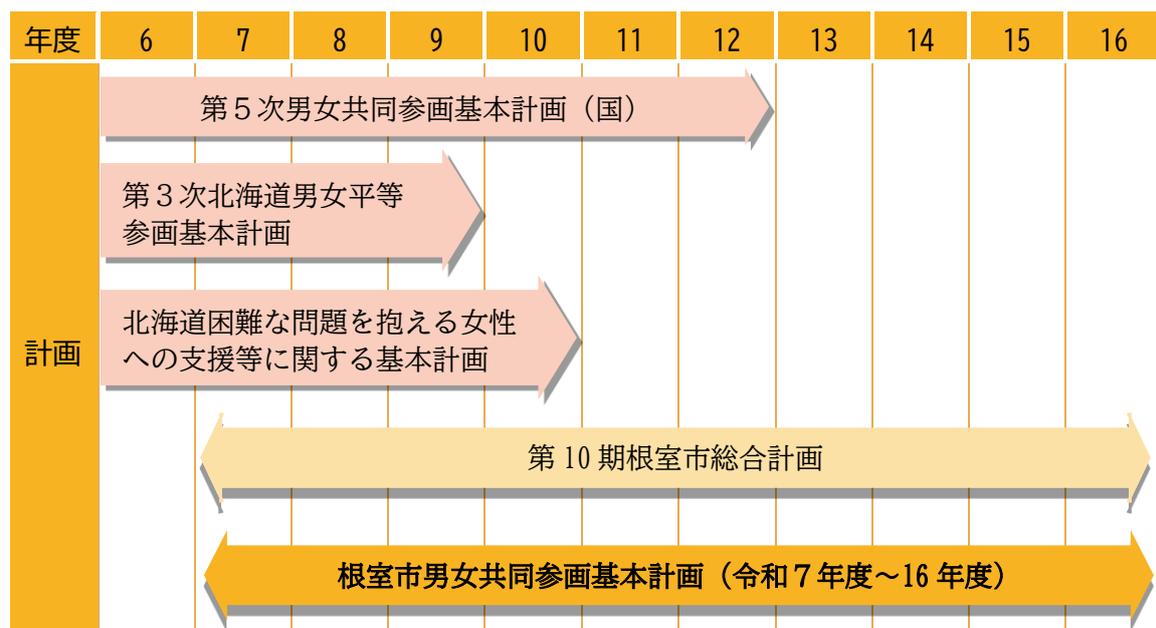
こうした状況を踏まえ、今後も男女共同参画の取り組みを継続的に進めるため、第3次根室市男女共同参画基本計画（令和7年度～16年度）を策定しました。

## 2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」「女性活躍推進法」「DV防止法」「女性支援法」に基づく計画として位置付けます。

## 3. 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間  
（第10期根室市総合計画と同期間）



## II 計画の基本的な考え方

---

### 1. 計画の基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

### 2. 計画の基本目標

計画の基本理念のもと、男女共同参画社会の実現を目指すため、次の5つの基本目標を設定し、施策を推進します。

#### 【基本目標 I】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画の推進のためには、人権を尊重し、性別のみならず、年齢、容姿、国籍、人種、血液型、文化、学歴、職業、財産、病気、障がいの有無、犯罪被害者、性的指向、性自認など多様性を尊重し、一人ひとりがお互いを認め合う意識が必要であり、そのためには男女共同参画の考え方を市民に周知するとともに、性別による固定的な役割分担意識の解消を目指し、情報提供や啓発を行っていくことが必要です。

また、学校教育や家庭・地域において市民のさまざまな学習機会をつくり、男女共同参画の意識形成を目指します。

#### 【基本目標 II】 困難な問題を抱える女性への支援

家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性が増えており、その支援が必要です。

また、男女を問わず一人ひとりが個人として尊重されるようDV等の暴力を認めない環境をつくることを目指します。

#### 【基本目標 III】 生涯を通じた健康への支援

誰もが生涯を健やかに暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが重要であり、健康に対する意識の向上を図るとともに、各種健康診査等による疾病の早期発見や生活習慣病予防に努めるなど、生涯を通じた健康の増進を目指します。

#### 【基本目標 IV】 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援

男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくりが必要です。

そのため、長時間労働など従来の働き方を見直し、一人ひとりが仕事と家事、そして、育児や介護などといった段階に応じた多様な生き方、働き方が選択できる環境整備への支援の充実など就労の場における男女共同参画の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>※1</sup>）の実現を目指します。

#### 【基本目標 V】 あらゆる分野での男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野において参画することが必要です。

特に、地域においては、防災活動をはじめとする地域の絆づくりが重要であり、地域コミュニティ活動を維持していくため、誰もが参加しやすい仕組みを構築し、男女が共に役割や責任を担い参画できる社会を目指します。

---

<sup>1</sup> ワーク・ライフ・バランス：働く全ての人が「仕事」と「仕事以外」の生活の調和をとり、両方を充実させる働き方や生き方のこと

### 3. 計画の体系

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

##### ▼ 基本方向

##### 1 男女共同参画の意識の醸成

##### ▼ 推進事項

##### ① 広報・啓発活動の充実

- ・ 広報紙やSNS等の広報媒体の活用
- ・ 講演会や研修会開催 など

##### 2 人権の尊重

##### ② 人権を尊重する意識の浸透

- ・ 啓発活動、人権教育を推進
- ・ 「パートナーシップ制度」を導入 など

##### 3 男女共同参画の視点に立った学びの推進

##### ③ 家庭・地域における男女共同参画学習の推進

- ・ 町内会やPTAなどに対する取り組みへの協力依頼
- ・ 各種講座や研修会実施 など

##### ④ 学校における男女共同参画学習の推進

- ・ 発達段階に応じたキャリア教育
- ・ 学校教育、進路指導推進に向けた教職員研修の充実 など

#### 基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援

##### ▼ 基本方向

##### 4 困難な問題を抱える女性への支援

【困難女性支援基本計画】  
【DV対策基本計画】

##### ▼ 推進事項

##### ⑤ 困難な問題を抱える女性への支援

- ・ 女性相談支援員の配置検討
- ・ 相談窓口等の情報提供 など

##### ⑥ あらゆる暴力根絶に対する取り組みの充実

- ・ 相談・支援体制の構築推進
- ・ 相談窓口の周知 など

#### 基本目標Ⅲ 生涯を通じた健康への支援

##### ▼ 基本方向

##### 5 生涯を通じた健康支援

##### ▼ 推進事項

##### ⑦ こころと身体の健康づくりの推進

- ・ 相談体制の充実
- ・ 女性の各種がん検診などの受診促進 など



## 基本目標Ⅳ 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援

### ▼ 基本方向

6 就労の場における男女共同参画の推進  
【女性活躍推進計画】

7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進  
【女性活躍推進計画】

### ▼ 推進事項

⑧ 男女の均等な就業機会と職域拡大の促進

- ・企業・被用者に対する「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」などの周知・啓発など

⑨ ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

- ・パンフレット等による広報や啓発活動、講演会やセミナーの開催 など

⑩ 子育て・介護に関する社会的支援の充実

- ・留守家庭児童会等の充実
- ・相談体制づくりの推進 など

## 基本目標Ⅴ あらゆる分野での男女共同参画の推進

### ▼ 基本方向

8 地域社会等における男女共同参画の推進

9 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

### ▼ 推進事項

⑪ 地域コミュニティにおける男女共同参画の促進

- ・町内会やPTAなどに対する取り組みへの協力依頼
- ・団体、サークル紹介など市民活動に関する情報提供 など

⑫ 防災分野における男女共同参画の促進

- ・備蓄品整備、避難所運営訓練、出前講座
- ・住民主体の防災活動推進 など

⑬ 人材育成の充実

- ・中核リーダー育成の研修機会の充実、資格取得支援
- ・市民リーダー募集 など

⑭ 審議会等における男女共同参画の推進

- ・各種審議会等における男女登用状況の公表 など

⑮ 市役所内における男女共同参画の推進

- ・各種審議会女性職員の採用比率や管理職比率などの把握・分析
- ・子を持つ職員等が働きやすい環境づくり など

